

改正

令和元年5月9日告示第1号

令和3年1月27日告示第9号

北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、北本市自主防災組織設立補助金交付要綱（平成6年告示第41号）第2条の規定により届出のあった自主防災組織（以下「組織」という。）の活動費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図ることを目的とする。

(対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災対策用資機材の購入
- (4) 組織の運営に要する経費
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助額)

第3条 補助金の額は、1組織について3万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする組織は、自主防災組織活動費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請者に自主防災組織活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けた組織は、当該補助金の交付に係る会計年度が終了した日から起算して1月を経過する日までに、自主防災組織活動費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる

書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条に規定する事業及び経費に係る領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた組織が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用し、又は使用しなかったとき。

(3) 前条に規定する実績報告書を提出しなかったとき。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年告示第1号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第9号)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第8条、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第22条から第24条まで、第29条から第32条まで、第35条、第39条、第42条、第43条、第49条、第52条、第55条、第59条、第60条、第63条、第67条、第70条、第72条、第73条、第76条、第80条、第85条から第89条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第4条関係）
様式第1号（第4条関係）

自主防災組織活動費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

組 織 名 称

代表者住所

氏名

電話

自主防災組織活動費補助金の交付を受けたいので、北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

補助事業等に要する経費 (予定)	支出内容	金 額
		円
		円
		円
	合 計	円
交 付 申 請 額	円	
そ の 他		

様式第2号（第5条関係）
様式第2号（第5条関係）

自主防災組織活動費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



自主防災組織活動費補助金について、次のとおり決定したので、北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

交 付 申 請 額	円
交 付 決 定 額	円

自主防災組織活動費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）北本市長

組 織 名 称

代表者住所

氏名

電話

自主防災組織活動費補助金に係る事業が終了したので、北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

補助事業等に要した経費	支出内容	金 額
		円
		円
	合 計	円
交 付 額	円	
そ の 他	円	

備考 当該事業に係る領収書の写しを添付してください。